

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月 3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水脱塩装置通薬再生用硫酸移送ポンプ（2）に移送機能低下が認められたため、当該ポンプ本体及び出口逆止弁を点検・修理	D	
2	2号機	主タービン湿水分離器（3）の点検において、内部構造物溶接部に割れが認められたため、当該部を溶接補修	D	
3	2号機	タービン建屋スチームドレンサンプポンプ出口放射線モニタ前弁の点検において、弁棒の曲りによる弁の開閉操作不可が認められたため、当該弁の上部機構を交換	D	
4	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（46-23）用スクラム入口弁の点検において、スタッドボルト・ワッシャ・ナットの内、座金（4枚中、1枚）に一部破損が認められたため、当該座金（全4枚）を交換	D	
5	2号機	給水加熱器ドレン系配管の放射線透過検査において、一部に配管外面仕上げ不良による配管板厚の不足箇所が認められたため、当該配管を交換	C	
6	2号機	残留熱除去海水系ポンプ（D）出口配管内面のライニングが剥離し、下流側の同系ポンプ出口ストレーナ内部に破片が詰まっていたため、当該ライニング破片を除去及び当該配管のライニング剥離部を修理	C	
7	2号機	低圧タービン（B）のノズルダイヤフラム（11段目上半、12段目上半）の浸透探傷検査において、ノズル面翼端部に線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
8	2号機	計装用空気系空気圧縮機（B）の冷却水供給用電磁弁入口弁の弁蓋フランジ部より水のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	2号機	中央操作室に設置されている原子炉格納容器隔離弁開閉表示盤の開閉表示用回路のヒューズ交換のため、ヒューズホルダを引っ張った際、当該ホルダが折損したため、ホルダを交換	D	
10	3号機	廃棄物処理系床ドレンろ過器の頂部ベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（A）用送風機（B）の駆動用電動機の点検において、電動機の軸部カバーに一部破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	No. 4重油タンク出口側のフレキシブル配管の支持用土台に傾きが認められたため、当該土台を点検・修理	対象外	
13	その他	携帯電話の所持に気づかず、放射線管理区域（固体廃棄物貯蔵所管理棟内）に入域し、携帯電話を誤って持ち込んだまま補修作業を実施していたため、電子式警報付ポケット線量計の計数異常を示す警報が鳴動したため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで